

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号：34431

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16974

研究課題名(和文) 実効的なDV被害者支援につながる加害者対策に関する比較研究

研究課題名(英文) How do we outreach of batterers for the support of DV victims?

研究代表者

松村 歌子 (MATSUMURA, Utako)

関西福祉科学大学・健康福祉学部・准教授

研究者番号：60434875

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本のドメスティック・バイオレンス(DV)施策は、被害者が加害者の元から離れることを前提とした安全確保及び自立支援にかかる対策が中心となっている。DV事案において、通常の暴力事件の加害者と同じように刑罰法令を適用したとしても、加害者に対して具体的な働きかけをしないままでは、暴力や支配的な行動パターンは継続するであろうし、場合によっては悪化するかもしれない。つまり、司法的対処だけでは限界がある。

本研究では、同様の課題に対応してきた諸外国におけるDV施策から、DV被害者支援につながる加害者への働きかけのあり方を分析することで、日本におけるDV防止法の法制度上及び運用面での課題を検討した。

研究成果の概要(英文)：The central part of Japanese DV Policy is to ensure the safety of victim and independence support. Then, also in DV cases, should the batterers be punished strictly just in the same way with a usual crime of violence or should the batterers be punished more severe and put him in prison? Thereby, doesn't the barterer use violence any more after release from prison? There would be no such things. When not doing an approach in detail to the batterers, violence and dominant behavioral pattern of batterers would be continue. If anything, it may get worse by a case. In other words, there have no efforts only by judicial measure.

So, this study is focused on DV Policy and considered how we outreach of batterers for the support of DV victims and what is efficient way to prevent violence.

研究分野：ジェンダー法、英米法、憲法(人権)

キーワード：ドメスティック・バイオレンス 被害者支援 DV加害者 加害者プログラム 子の最善の利益

1. 研究開始当初の背景

DV 防止法に基づき、自治体は、基本計画に基づき DV 被害者支援制度を整備し、様々な役割を担うことを求められている。例えば、相談業務、女性・子どもの一時的保護、必要に応じて付添支援、暴力防止のための啓発活動、当事者のニーズ把握、危険度を踏まえ、ニーズに合わせた情報提供を行って支援の窓口につなぐ、生活支援などである。しかし、具体的なきめ細かなサービスの実施は、民間団体に委託がなされ、多くの場合、ヒト・カネ・モノ不足にあえぐ民間団体の個人的な頑張りによっている状況であり、地域格差の存在が指摘されている(手嶋昭子「DV 被害者支援における自治体間格差～法政策と実施のギャップを一例として」法社会学 72 号 201-223 頁、2011)。各種調査などを通じて、被害の実態把握や複合的な被害の存在が明らかになるにつれ、中長期的な経済的・心理的・法的・社会的支援の提供、相談業務を行う支援者の身分保障の問題、二次被害対策の必要性、支援者側のメンタルヘルスの問題、加害者対策の必要性、警察機能拡大の必要性、使いやすい保護命令への改正が求められるようになってきている。

また、DV 事案においては、保護の必要性の判断が難しく、現場の警察官や支援者の間でも混乱が生じている。法制度の整備又は運用を明確にし、司法関係者に適切な研修を実施することで、暴力の防止に対する共通認識を持ち、現場の裁量を減らし、被害者にとって利用可能な支援を増やしていく必要がある。

日本の DV 支援は、被害者の安全確保と一時的保護に終始することが多い。しかし、これからの被害者支援は、中長期的な生活再建に向けた支援が重要である。被害者支援に注力することはもちろん必要であるが、支援の「両輪」として、加害者対策にも目を向ける必要がある。つまり、DV 防止法の目的を適正に果たすためには、DV 事案への警察の適切な介入、被害者のニーズに添った支援及び情報の提供、被害者・子どもの安全確保だけでなく、更なる暴力がふるわれないよう、加害者に対して適切な働きかけをし、関係諸機関の連携が有機的になされ、社会全体で暴力防止に取り組んでいく必要があるのである。

DV 事案において、警察に求められている機能・役割とは、被害者保護機能を充実させ、都道府県間での連携体制の構築、被害者支援団体をはじめとする諸機関との連携、加害者への保護命令発令の事実及び内容の告知を通じて加害者への教育機能を果たすほか、加害者の適切な逮捕を行なうことである。

しかし、DV 被害者のニーズは、相手を逮捕することとは限らない。これまでの実態調査でも、多くの当事者女性から、「慣れ親しんだ場所から逃げたいわけではない。相手から暴力をこれ以上振るわれたくないだけ」という声を耳にしてきた。女性の多くは、その後

の生活への経済的な不安から、暴力を振るわれたとしても容易に逃げられる環境にない。DV 被害者のニーズは、更なる暴力を振るわれないようにすることであり、相手から離れた場合は安心・安全に長期間暮らせる住居を見つけ、生活再建することである。

一方、支援者からは、「加害者対策をすれば、被害者支援の予算が削られるのではないか」「加害者プログラムを受けても効果が無いのではないか」「プログラムを受けたことで自分の暴力性が治癒したと根拠づける加害者が出てくるのではないか」といった声もある。果たして、加害者対策は「ムダ」な対策なのか、被害者支援に全く資さないものなのか。加害者に対してどのような働きかけをしていけば、暴力の防止につながるのか。

2. 研究の目的

DV 事案においては、警察が関与することで、更なる暴力を抑止する効果は高い。しかし、警察の関与にも質的・量的・組織的な限界がある上に、証拠収集・立証、構成要件の面からも全ての DV 事案が逮捕・送検につながるわけではない。加害者本人への何らかの働きかけをすることが必要となるが、単に「加害者プログラム」を受講させるという形では“意識の高い”加害者に対してしか効果を発揮しないこともある。加害者が更なる暴力を振るわれないようにするのみならず、全ての人が暴力を問題の解決手段として学ぶことがないよう、暴力防止のための取組みを社会全体で検討していく必要がある。

そこで、本研究では、同様の課題に対応してきた諸外国における DV 施策がどのようなものか、保護命令を初めとする被害者支援に関する法制度の内容、暴力の形態、暴力の社会的背景、被害者支援団体の組織化の経緯及び現場の声、行政や民間による支援サービスの現状、DV 事案への警察の関与状況・機能、加害者への働きかけの手法、DV 被害者のニーズに合わせた支援のあり方について検討することで、もって日本における DV 防止法の法制度上及び運用面での課題を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

現地調査及び文献調査により、DV 施策の運用と課題、適正手続の保障、DV 事案において警察の果たす役割、保護命令の概要及び有用性について検討し、当該国・地域において被害者支援が抱える問題の実情、被害者支援運動の到達点、加害者への働きかけのあり方、暴力防止のための取組みについて検討した。具体的には、DV 被害者支援につながる加害者への働きかけをどのようにしているのか、カナダ、ニュージーランドを中心に、シンガポール、台湾などの英米法の影響を受けた国・地域における取組みも参考にした。

4. 研究成果

(1) 被害者支援の一環としての加害者対策

日本においては、DV防止法やストーカー規制法において、被害者支援についての規定はあっても、加害者への働きかけについての規定は不十分である。加害者への適切な説明もなく、DV防止法における保護命令の発令やストーカー規制法における警告などの手続が、加害者にとって「一方的」と思える形で進めば、加害者は手続に納得できず、より過激な行動に出る恐れもある。長期的な視野で見れば、加害者への働きかけは被害者支援の一環といえる。

つまり、加害者対策と被害者支援は、暴力のない生活を送るといった共通の目的のもと、DV被害者支援の両輪を担うものである。被害者にとってみれば、必ずしも、慣れ親しんだ環境から逃げ、加害者と別れたいわけではなく、「暴力をふるわないで欲しい」ということがそのニーズであり、被害者への支援と共に加害者への働きかけも必須である。

(2) 面会交流との関連

2011年の民法改正により、離婚時の「面会交流」はいわば当然に設定するものとして取り扱われるようになった。深刻なDV事案などの例外を除き、原則として面会交流を実施することとなったわけだが、面会にあたっての公的支援は特になく、当事者自身の調整が、数少ない民間の面会交流支援団体に任されている状態である。

DV支援の急性期の段階では、被害者及び子の生命・身体安全確保が優先され、「とにかく逃げなさい」「加害者に連絡してはいけない」といった対応に終始することが多いのにもかかわらず、その後の離婚手続の段階では、突然、面会交流実現のために相手方（DV加害者）との自発的な関わりが促されるといった風に、各手続における対応や方向性のギャップが生じ、DV被害者である監護親が戸惑い、苦しむ状況も発生している。DVなど高葛藤の事案においても、安全性の配慮や当事者支援が不十分なままに、面会交流が実施されることで、被害者をコントロールする手段の一つとして利用される場合や、重大な事態に発展するケースも発生している。高葛藤の事案では面会交流の実施に向けた調整にも支援が必須となる。

面会交流においては「子の最善の利益」が重視される。日本では、「離婚しても親であることに変わりはないのだから、親が子と会う機会を保障するべき」という論調で、「親の権利」であるかのように面会交流が進められているが、諸外国では、離婚後の親と子の面会交流は「親の権利」ではなく「子の権利」であり、むしろ、養育費を払うなど、親責任を果たすことが強く求められている。養育費の確保や面会交流の実施支援を積極的に行う国（イギリス、ニュージーランド、台湾など）は、加害者プログラムや親業教育にも積

極的に取り組んでいる。例えば、どちらの当事者にとっても、一方的に手続を進めるのではなく、現状の問題点の指摘や解決策の提示、今後の手続の流れを伝えて落ち着かせることで、以後の離婚手続や面会交流などについての話し合いが円滑に進むことにつながる。また、DV加害者のリスクを適正に評価することで、支援者や当事者の身の安全の確保が容易になる。支援の一環として、DV加害者のリスクを踏まえて、ニーズに合わせた情報提供・支援を行っている。また、DV加害者の反省・謝罪・立ち直りが被害者のエンパワーメントや自立に資することもあるだろう。プログラムや教育はあくまでも対象者に「反省」と「気付き」を促すものであり、本人が「心から止めたい」「暴力をふるわない生活をしたい」と思い、自らの行動変容を行ったときに徐々にその効果が現れてくるものである。支援にあたっては、司法・心理・医療・福祉・行政・教育等、多機関・多職種による中長期的な連携が必要であり、周囲のサポートを含め、「暴力は許さない」という姿勢を社会全体で打ち出し、経験者に体験を語らせるなどロールモデルを示しながら啓発活動をしていく必要があるとされる。

(3) 支援者・相談員に求められる専門性

日本のDV被害者支援の現場では、元被害者（サバイバー）が相談員として支援を行うことが多い。相談員が、相談を受ける際に重要なのは、「傾聴と共感」に加えて、事案の整理、リスクアセスメント（危険度評価）、被害者の抱えている困難の把握とどのような解決を求めるのか（ニーズ把握）、当事者の持っている社会資源の把握、必要な資源につなげるコーディネート機能も求められている。諸外国で支援の現場に必要なとされる機能である「ソーシャルワーク」を、支援現場の相談者の多くは自然と実践しているわけだが、このような専門性は、サバイバーであったから身に付くものではなく、きちんと専門的に学んだ人材が相談員となることが望ましい。

また、支援現場では、目の前の被害者を支援することに注力しがちだが、組織として支援哲学を明確にもち、現場での実践を統計化し、情報発信、広報啓発していくことで、政策提言につなげていくことも必要である。そうすることで、支援の必要性の可視化、支援の専門化、社会への発信につながり、支援者の身分保障、支援者の養成など組織化して財政を健全化することの第一歩となる。

(4) 日本における加害者への働きかけ

DV加害者への働きかけの必要性や加害者のリスクアセスメントの必要性は、支援現場においても注視されるようになってきた。公的な取組みとしてではないものの、加害者プログラムを実施する民間団体も近年では増えてきた。そのうちの一つである更生保護法

人がじゅまる沖縄では、10年以上にわたり、DV加害者更生プログラムを実施してきた。今なお、加害者更生プログラムの実施については、加害者に免罪符を与えるようなもの、被害者支援への予算が削られてしまうといった「誤解」から批判的な視線を向けられることが多いが、がじゅまるでは、「加害者であり続けようとしている人」と「変わろうとしている加害者」の見分け方を教えることで、加害者との別れ、被害者の自立に資することもあるということ、プログラムを通じて「変わろうとしている加害者」を支援し、暴力的な行動に出してしまう理由を理解し、考え方や行動を変える手助けをすることは、被害者支援の一環となるものであるということ、他機関連携を重視し、「顔の見える関係」を作るために連携会議を主催し、小中高校・大学などへ暴力防止教育や講演会を行うなど、根気のいる活動を精力的に続けている。

(5)カナダ・アルバータ州での加害者プログラム

カナダ・アルバータ州グランドプレーリーにおいて、加害者プログラムを実施している John Howard Society の高野嘉之氏、警察 (RCMP) の FV ユニット及び Victim Service、PACE (コンタクトセンター)、Child Family Service (児童相談所)、Odyssey House (DV シェルター) 保護観察所を訪問し、対象者が加害者プログラムを受講するまでの流れと、裁判所や保護観察所の関与のありかた、保護命令の一環としての Peace Bond について、加害者プログラムの基本的な概要と哲学 (DV 事案では、被害者の安全を確保しつつ、「子の福祉」を最優先にすること)、Narrative Program のあり方について、ドゥルースモデルから認知行動療法、Narrative Program へのプログラムの変遷、Narrative 的再犯防止プランの作り方、内的他者面接法などについて、話を伺った。

アルバータ州では、DV 加害者は、裁判所命令によりダイバージョンとしての DV 加害者プログラムへの参加が命じられる。しかし、いきなりグループ内で、自己を開示せよと言ってもほとんどの参加者は消極的になってしまうため、グループでの加害者プログラムへの参加前の準備期段階で、自分のことを話し、振り返り、よく考える機会を設けておくことが大事であり、ジェノグラム (家族関係図) を用いて、本人にとって大切な人は誰か、本人への働きかけが可能な、キーとなる人物を探すことなどが準備期の段階で行われていた。

加害者プログラムを実際にしている様子については、当事者のプライバシーの問題、開講時間の問題もあり、残念ながら見学することはできなかったが、DV に関連する機関が協働して、DV 加害者の再加害防止の問題に社会全体で取り組んでいる様子を見学することができた。

(6)まとめ

実際の社会では、DV と称される暴力以外にも様々な暴力が存在しており、被害者の中には、DV だけでなく、児童虐待、薬物依存、貧困、家庭の問題、職場での問題など複合的な問題を抱える人もいる。暴力を振るった加害者が、加害者プログラムや家族療法を受け、自らの暴力の言動を認識し、暴力の責任を負い、相手を尊重していくことができれば、暴力のリスクを減らしながら、同居し続けるという選択を被害者がとることもできるようになる。被害者支援の一環として加害者に働きかけること、加害者プログラムや暴力全体のリスクアセスメント、暴力について詳しく知ることは、支援者や被害者の身の安全を図ることができるだけでなく、被害者の生き方の選択肢を広げ、被害者支援の質と幅を広げることにつながる。

被害者の回復・立ち直りには、加害者の処罰や金銭的賠償がなされただけでは不十分なことが多く、加害者を含め、他者との対話を通じてこそ回復への一助になることもある。このような修復的対話の実践は、当事者の非対称性が問題となる DV 事案においては、今なお難しいかもしれないが、広報啓発を通じて、具体的に何をすることがいけないのかなのか、どのような対応が望ましいのかを伝え、加害者プログラム修了者の声を伝えていくことで、地域全体で取り組み、再加害の防止に向けて、社会全体の意識を変えていくということの有用性を実感できた。

また、離婚後も子のいる夫婦は、面会交流や養育費支払いなどの点で、一定の関係性を保つ必要が出てくることが多く、親責任に対する考え方、社会保障の問題、更なる暴力防止の観点からも、親業プログラム、加害者プログラムなど色々な形で働きかけをし、両当事者が対等な立場で合意形成をすることができるように支援していく必要がある。

本研究に関連して調査を行った諸外国での取り組みを全て紹介することは紙幅の関係で避けるが、それぞれの国で文化や国民性、地域性に沿った支援策を打ち出しており、被害者が数ある支援から選択できる形を整えている。例えば、保護命令についても、被害者の生命・身体の安全の確保といった急性期の対応から、カウンセリングやプログラムの受講命令、家具の利用についての取決め、車のローンの支払いなど、中長期の対応もあるし、受けられる支援も法律相談、心理相談、住宅問題、就職支援、自己啓発プログラムなど、ケースに応じて本人が選択できる。また、難しいケースほど公的な機関が担当し、民間団体は簡単なケースを担当するなど棲み分けがなされている国・地域もあれば、逆に、公的な機関の支援が弱ければ、民間団体の組織が大規模に支援を行い、公的資金の注入や寄付で組織が運営されている国・地域もある。どの国・地域の民間団体も、支援の哲学が明

確にあり、支援の専門性、支援者の養成、身分保障などもきちんとなされていた。

DV 被害者支援は、急性期の保護を行うだけでは解決しない。中長期的な支援を経て、本人がエンパワーメントされ、社会でいきいきと活躍し、自立していく必要がある。法があっても、運用する側の理解が乏しければ、「絵に描いた餅」となってしまう。法を作る側、運用する側それぞれに多様な意見を反映していく必要がある。例えば、男性中心の社会では女性の意見はなかなか政策に反映されないが、それは意思決定機関に女性が不在だからであり、全ての都市計画に女性を含め、多様な見解を入れていくことで、共生社会につながるという。特定の民間団体や支援者の頑張りを搾取する形での支援ではなく、持続可能なシステムに変え、他機関が有機的に連携できる体制に変えていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文等](計 12 件)

松村歌子、福島由利子、武内ジェーン、山崎パチャラー、安部陽子、木村美由紀、井上匡子「外国籍の DV 被害者支援を考える～多様な支援を目指して」第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017in 東京大会報告集、91-94 頁、2018 年、査読なし。

松村歌子「DV 被害者支援につながる加害者への働きかけをどう行うか」『亜細亜女性法学』20 号 61-82 頁、2017 年、査読あり。【ISSN 1976-541X】

松村歌子、立石直子、阿部恭子、齋藤実、矢野恵美「受刑者を親にもつ子どもへの法的支援」『司法福祉学研究』17 号 103-107 頁、2017 年、査読なし。【ISBN-10: 4865000690】

松村歌子、立石直子、梅澤彩、清末愛砂、李妍淑、高田恭子、山崎新、井上匡子「『変わる家族』に家族法は対応できているか～離婚後に生じる問題を中心に」『ジェンダーと法』14 号 1-5 頁、2017 年、査読あり。【ISSN 1349-466X】

矢野恵美、松村歌子、立石直子、齋藤実、小名木明宏、龍岡資晃「犯罪者を親にもつ子どもの視点から見た被虐待児への対応と虐待者である親との関係について」犯罪社会学第 43 回大会大会報告集 41-49 頁、2017 年、査読なし。

http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting_reports/PDF/meeting-reports_43_2016.pdf

松村歌子「親密な間柄からの暴力が家族法制に及ぼす影響とこれからの被害者支援のあり方」『亜細亜女性法学』第 19 号 143-180 頁、2016 年、査読あり。【ISSN 1976-541X】

北仲千里、井上匡子、清末愛砂、松村歌子、李妍淑「台湾とマレーシアにおける DV 被害者支援の現状と課題 - 何が制度を機能させるのか - 」『アジア女性研究』第 25 号 37-55

頁、2016 年、査読あり。【ISSN 0918-8290】
矢野恵美、立石直子、松村歌子、小名木明宏、齋藤実、阿部恭子「受刑者を親にもつ子どもへの対応・法的支援」『ジェンダーと法』13 号 152-156 頁、2016 年、査読あり。【ISSN 1349-466X】

北仲千里、井上匡子、清末愛砂、松村歌子、李妍淑「台湾・マレーシアにおける女性に対する暴力被害者支援の研究」『KFAW 調査研究報告書』Vol.2016-3(総頁 75 頁)、2016 年、査読あり。

http://www.kfaw.or.jp/publication/pdf/KFAW_workingpaper_2015_3.pdf

松村歌子「日本における DV 被害の現状とファミリー・バイオレンス概念導入についての検討」『亜細亜女性法学』第 18 号 135-155 頁、2015 年、査読あり。【ISSN 1976-541X】

北仲千里、松村歌子、後藤素子、中村多美子、井上匡子、Casey Gwinn「我が国におけるワンストップセンターの可能性を模索する」第 19 回全国シェルターシンポジウム 2016in 大分大会報告集、44-65 頁、2017 年、査読なし。

松村歌子、井上匡子、立石直子、高田恭子、清末愛砂「DV 被害者支援における子どもの視点と家族支援のあり方」『司法福祉学研究』15 号 153-163 頁、2015 年、査読無。【ISBN 978-4865000436】

[学会等の発表](計 17 件)

松村歌子「DV 事案における加害者への働きかけの必要性和子の福祉～カナダの取り組みから」公開研究会『家事司法政策の国際比較～子の福祉の観点から』(2018 年、北海道大学)

松村歌子「学校現場におけるトランスジェンダー児童・生徒の問題」ジェンダー法学会第 15 回学術大会 ワークショップC『トランスジェンダーと日本における「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」をめぐる諸問題』(2017 年、東北学院大学)

松村歌子 "How do we outreach of perpetrators for the support of DV victims?" 亜細亜女性法学会 2017 年シンポジウム『公正社会 具現と社会・経済的弱者保護法制』(2017 年、ソウル市立大学)

松村歌子、井上匡子、木村美由紀、福島由利子「外国籍の DV 被害者支援を考える～多様な支援を目指して」全国シェルターシンポジウム 2017in 東京 A7 分科会(2017 年、文京区男女平等センター)

松村歌子「ニュージーランドにおけるファミリー・バイオレンスと家族司法制度」日本司法福祉学会 2017 年全国大会 第 4 分科会「家族紛争解決手続の多様化とその課題～ニュージーランドの新たな取組み (FDR・DV 法制) を手掛かりに」(2017 年、國學院大学)

松村歌子「台湾における女性に対する暴力被害者支援」北海道シェルターネットワーク 研修会「台湾・マレーシアにおける女性に対

する暴力被害者支援」(2017年、日本キリスト教会室蘭協会)

松村歌子「Family Justice Centerの特徴と課題～日本に多機関連携の導入は可能か？」第19回全国シェルターシンポジウム2016in大分(2016年、大分市コンパルホール)

松村歌子「犯罪者を親にもつ子どもと社会的養護～児童福祉施設における現状と課題」犯罪社会学会第43回学術集会(2016年、甲南大学)

松村歌子「親密圏における暴力が家族法制に及ぼす影響と被害者支援のこれからの方向性」亜細亜女性法学研究所主催シンポジウム(2016年、ソウル大学)

松村歌子「受刑者を親にもつ子どもが置かれている現状と課題」日本司法福祉学会2016年全国大会 第4分科会「受刑者を親にもつ子どもへの法的支援」(2016年、甲南大学)

松村歌子「犯罪者を親にもつ子どもの支援は何かが必要か」第63回近畿学校保健学会一般演題(2016年、滋賀県立医科大学)

松村歌子「マレーシアにおけるDV被害者支援の現状と課題」第6回総合福祉科学学会個別報告(2016年、関西福祉科学大学)

北仲千里・松村歌子「台湾・マレーシアにおける女性に対する暴力被害者支援の研究」アジア女性交流・研究フォーラム第27回KFAW研究報告会(2016年、北九州市男女共同参画センタームーブ)

松村歌子「犯罪者を親にもつ子どもへの行政的な支援はなされているのか？」ジェンダー法学会ワークショップA「犯罪者を親にもつ子どもへの法的支援」(2015年、日本大学)

松村歌子「トークセッション：DV防止について考える」2015年度沖縄県DV防止対策事業(広報啓発・教育事業)フォーラム「DV防止についてさまざまな立場で考えるフォー

ラム～Demonstrators 人は変われるということを示して見せ続ける人達」(2015年、沖縄市民会館)

松村歌子「ファミリー・バイオレンスと女性の権利」亜細亜女性法学研究所主催国際シンポジウム セッション3「東アジアにおける国家政策と女性の権利 - ファミリー・バイオレンス、安全保障、人口政策の視点から - 」(2015年、台湾・国立政治大学)

松村歌子「学校における暴力防止教育と警察の役割」第62回近畿学校保健学会一般演題(2015年、奈良女子大学)

〔図書〕(計3件)

谷口真由美編著、谷口洋幸、清末愛砂、松村歌子、藤本晃嗣、里見佳香、小野博司(掲載順)、『資料で考える憲法』、法律文化社、2018年、総頁290頁(163-204頁、245-261頁)

片桐由喜編著、井上匡子、上北正人、町村泰貴、立石直子、島岡まな、嘉藤亮、松村歌子、飯田学史(掲載順)、「Law and Policy on Domestic Violence in Japan: Realities and Problems」、小樽商科大学研究叢書、2016年、総頁221頁(186-200頁)

森長秀編著、宇山勝儀、草鹿晋一、衣笠葉子、森長秀、森田隆夫、平野美紀、瀧川修吾、川村岳人、松村歌子(執筆順)、『法学入門』、光生館、2015年、総頁266頁(217-242頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松村 歌子 (MATSUMURA, UTAKO)

関西福祉科学大学・健康福祉学部・准教授
研究者番号：60434875